

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷四十四第

行發日一月二年二十和昭

## 論叢

新宮涼庭の經濟思想

經濟學博士 本庄榮治郎

相續税の高さ

法學博士 神戸正雄

固定資本の性質

文學博士 高田保馬

## 時論

税制整理案を論ず

經濟學博士 汐見三郎

## 研究

ルーテル經濟觀の基礎

經濟學士 澤崎堅造

投資を越ゆる貯蓄の過剩

經濟學士 飯田藤次

獨逸兼營主義銀行における交互計算業務

經濟學士 田杉競

獨逸財政學と租税轉嫁論

經濟學士 島恭彦

## 說苑

英吉利の對蘇輸出信用保證について

經濟學博士 小島昌太郎

ナチスに於ける共同體の概念

經濟學士 中川與之助

晝間移動人口論

經濟學士 青盛和雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第四十四卷 第二號 (通巻第百六拾號) 昭和十二年二月發行

論叢

## 新宮涼庭の經濟思想

生誕百五十年を記念して――

本庄榮治郎

### 一、略傳<sup>1)</sup>

〔出自〕新宮涼庭、諱は碩、幼名を織造といひ、通稱は涼亭であるが、後に涼庭と改む。號を鬼國山人といひ、又驅豎齋とも號した。天明七年三月十三日丹後國加佐郡由良村に生る。この日は太陽曆にては一七八七年四月三十日に當つてゐるから、本年は恰も生誕百五十年に相當する。是れ茲に涼庭の略傳を掲げ、その經濟思想を檢討せんとする所以である。

その祖先六條判官源爲義第十男義盛が紀州新宮に住せしより新宮氏を稱したのであるが、數世の孫、左衛門尉

新宮涼庭の經濟思想

第四十四卷 一八一 第二號 一

1) 主として新宮涼庭述、鬼國先生言行錄による。松尾耕三著、近世名醫傳卷二にも新宮涼庭傳あり

賴珍尾州織田氏のために攻落せられ、逃れて丹後加佐郡小原村に移り、農を家業とするに至つた。その後、義珍の時に至り始めて醫業を開いた。その長子義休は涼築と稱し、丹波福知山侯の侍醫有馬涼益の家を嗣ぎ、次子須義は玄民と稱し小原村の家を繼ぎ、三子道庵は山良村に住した。これ即ち涼庭の父である。涼庭生れながらにして門齒二枚あり、俗に鬼齒と稱するもの之である。且その郷國が大江山即ち鬼嶽の存する所であるから、涼庭自ら鬼國山人と號したといふ。

〔醫家としての涼庭〕 十一歳のとき丹波福知山に赴き、伯父有馬涼築の學僕となり、或は薪水の勞をとり、或は製藥調劑に力め、事を以て外出すれば必ず傷寒論を手にして之を読み、夜は伯父母の肢體を按摩し、その熟睡せる後、始めて自己の寢室に入り、線香の火光を以て書を照して之を誦讀して深更に及んだ。蓋、燈を點して油を費し伯母の叱責を蒙らんことを恐れたるによつといふ。その勤苦忍耐すること此の如くであつたが、他日業を成し名を顯ぐるの日、常に妻子に語つて曰く『予嘗被伯母苦役、當時或對其酷、今而思之、是皆我針砭藥石、幸得有今日者、伯母之賜居多焉、古人有言、嚴主無悍奴、慈母有敗子、信矣』と。

十八歳のとき郷里山良に醫業を開く。二十一歳のとき、某日丹波檜山近藤一之進の宅に於て偶々宇田川玄階譯する所の内科選要黃疽篇を読み、その病理甚だ詳悉明確なるに感嘆し、茲に始めて和蘭醫學に志し、長崎に遊學せんとし、文化七年八月六日郷里を發し、途中病人を診療しつゝ謝金を旅費の補助とし漸く長崎に入つた。初め某禪寺の門傍の小舎に住み、按摩や發胞膏を賣つて僅に衣食を得て居たが、後、和蘭通詞吉雄權之助の塾に入つた。「鬼國先生言行錄」に曰く『先生居常苦學、至於不窺園者二百五十日許、每夜取米小許、入土罐、繫之於燈火上、

取其瀰養稀粥、以省晨炊焉、吉雄君夜直蘭館、則先生必負其布被囊而從、蓋君在直廬心專暇多、便於受業、故如此。茲に於て甲比丹道富(Doef)は涼庭の勤學業に超ゆるを視て感賞措かず、遂に涼庭を以て蘭館醫師となした。これ涼庭が始めて蘭醫苛爾結(Ferrié)に接するを得た所以であり、之れより學業日に進み、治療にも奏效する所が多かつた。文化十四年フェールケの死亡せし後、涼庭は獨り蘭館内の療務を擔當し功績顯著であつたので、後にドウィーフの報告に基き和蘭王より羊皮賞書を受け且外科切斷器械一箱黒ラシヤ大禮外套一襲を贈られた。別に毎歲輸する所の沙糖若干を以て祿に充てんとしたが、幕府老中は邦人は外國の祿を受く可らずとし之を許さなかつたといふ。この羊皮賞書には具に涼庭の功績が述べてあり彼は之を甚だ愛重した。然るに「道富在我年久、能通我國情、忠告先生曰、夫褒賞書、徒舉既往美事耳、何補于將來、君性疎漏、若以此誇人、有害無益、不若燒棄也、先生大悟、即日燒之」と。其後蘭醫被的乙(Braij)長崎に來つたが、内科外科に通じて居たので涼庭は後之に従つて學んだ。文化十四年長崎に大火があり、其後疫病が流行したが治療功を奏せず、バテイは扶歇郎度及び公私貌律佩等の治療書を示し、此疾は神經熱といふものなりと語つたが、涼庭は大に喜んで此等の書を読み、神經疫論、腐敗疫論の二書を抄譯したといふ。

文政元年歲三十二にして長崎を去り、歸途肥後熊本に於て藩士に西洋礮術書を講じた。藩侯之を聞いて三百石を以て之を聘せんとしたが、之を受けず。暫く廣島に留つて郷里に歸り、翌二年京都に醫業を開いた。初めは室町高辻南に住し、ついで室町二條に移り、後居を室町夷川北鏡屋町に卜した。名聲藉甚、病客群り集ひ、諸侯も争て彼を招いたといふ。

以上述ぶる如く、涼庭はフエールケ・バテイ等について蘭方を學び、その信用篤く、彼等の間にも涼庭は名醫と稱せられてゐた。後蘭醫西勃兒篤シーボルト(Sebold)長崎に来るや、涼庭は既に長崎に在らず、之と見ゆる能はざるを遺憾とし履書を贈つて敬意を表したといふ。

涼庭は蘭醫である。一日、高階藝州と町奉行組與力某宅に會した。藝州曰く、卿は西洋萬里外の書を読み以て我邦の患者を治療せんとす、彼我風土飲食の異同を思はざるかと。涼庭之に答て曰く、劉漢今を去る千有餘年、風土飲食亦今日と同じからず、而も今の醫、猶長沙の書を株守す、此また如何と。藝州遂に言ふ能はず。

涼庭の醫術に對する考は、醫は仁術である。人を活かすことを目的としてゐる。仁心ありと雖術拙ならば誤つて人を殺し、仁醫たることを得ない。故に苟も余の門に入る者は造次顛沛も須く巧手たらんことを要すと述べたといふ。

涼庭常に曰く方今世上の醫學、漢蘭古今の目がある。從て余の門に學ぶ者はその方術に於て東西内外古今を問はず、宜しく博く收め并び貯へ遺棄する所なかれ、その方、賤奴より出づるも苟も人を救ふに足るものは亦取る所あれと。かくの如く彼は必ずしも蘭方のみに偏倚せず、取るべきものは古今東西を問はず之を採るの態度に出でた。然し西洋醫術は我國に傳はること尙ほ日淺きも、彼にありては既に百年以來大に開け、各國に醫學校の設があり、研究煉磨、理化解剖等の諸學は亞細亞人の企て及ぶ所ではない。支那は三千年を経て上古の遺方、奇效を奏する者も少くないが、立論說理に於て取るに足るものがない。よつて支那醫書に於ては病症主治藥方を知れば足るものと斷じてゐる。

〔理財家としての涼庭〕 涼庭がその幼少時に於て貧苦の生活をなしつゝあつたことは既に述べた所によつて明かであるが、今や巨萬の富を積むに至つた。而も自ら奉ずるに儉素を以てし、藁席破ると雖も年を経て換へず、障子は只その罅隙を補填するのみであり、日夜炭油を浪費せざることを以て戒となし、油盞燈心は二本を過ぐるを許さなかつた。且常に曰く、炭油を節することを知る者は貧窮に至らずと。蓋浪費を戒めたものである。

かくて涼庭は財を積んだが、錢を守ることを賤み、能く散じて困窮を救ふた。即ち連年凶作饑率路に滿ち諸侯困弊せるときに當り、涼庭は若干金を田邊侯に獻じた。これは嘗て涼庭が長崎に遊學せんとするとき脩業料として月俸二口を給せられ（但涼庭はこの俸祿と貯蓄金とを悉く父母奉養の資に充てたのであつた）、今や學成つて而も任官せざるため、その恩義に酬ひ、且窮民賑恤の一端に供せんためであつた。天保七年の飢饉に當り、涼庭は、われ微力なりと雖も、財を散じて窮民を賑はさんといひ、日々鴨東青樓に盛宴を張り三千餘金を費したといふ。

涼庭は亦その資を諸侯に融通した。鴻池善右衛門は大名貸には頗る方法があり、同業者中にも之がために産を失ふ者多き故を以て、涼庭をして之を思ひ止らしめ、専ら醫術に専念し、その蓄積せるものは自ら月五朱の利を確保すべきことを以てしたが、涼庭は我れ何ぞ守錢奴の鼻息を仰がんやとてその言に従はず、往々にして諸侯に融通し、果して之を失つたといふ。

涼庭は亦諸侯に聘せられてその財政立直しのために盡したこともあつた。例へば南部侯の請に應じて儒生相馬一郎（九方と號す）と共に盛岡に赴き、財政を革め、良馬名鷹を山野に放ち、無益を省き有益を起し、變革する處が多かつた。藩士往々にして之を忌み、誹謗排擠せんことを謀つたといふ。又南部侯のために浪華の豪商數人を説

いて貸金をなさしめ、自らも一萬兩を出した。南部侯は侍醫をして、涼庭の門人となし京に到つて學ばしむること十年、涼庭に祿三百石、相馬一郎に百石を賜うたといふ。

〔註〕「南部史要」には涼庭のことを記してゐないが、藩醫をして京都に遊學せしめし事は「鬼國先生言行錄」に説ける處と合してをり、<sup>2)</sup>それより推考すれば、右の財政改革は第三十八世利濟公(文政八年七月封を襲ぎ、嘉永二年四月逝去)のときの出來事であらう。

越前侯は財政不如意にして京都大阪の債主に償う能はず、債主は相約して爾後貸金をなさざるに至つた。茲に於て江戸藩邸の費用を支ふる能はず、仍ち涼庭を聘して財政改革を乞うた。涼庭は執政松平主馬と議して京攝留守居役を廢し、債上接待の元費を省き、自ら代つてその任に當ること凡七年、自ら一萬兩を貸し、且京阪諸債主を説いたので、鴻池善右衛門は七萬兩を貸し其他亦貸金をなす者が多かつた。越前侯涼庭の功を喜び、祿五百石を賜うたといふ。然るにその後執政更迭し復た債主に償はず、鴻池善右衛門一日涼庭に戲に曰く『僕受先生治療、得有今日、何喜加之、只奈謝價甚高何、先生驚曰、何也、善右衛門微笑曰、前年以先生之保、所貸諸侯七萬兩、似終不可收、則是所以謝先生也、豈非高價邪』と。

〔註〕福井藩の執政松平主馬は天保十一年に罷免せられてゐるから、<sup>3)</sup>此事實はそれ以前の事柄であらう。涼庭については福井縣史に所見なし。

〔學者としての涼庭〕既に述べたる如く涼庭は蘭方醫書に通じた者であるが、必ずしも醫學のみならず儒學にも通じ、學東西を兼ねたものといふことが出来る。齋藤拙堂は彼を評して『鑿而儒、山人而上大夫、蓋翁雖主張西洋鑿法、而好經史、通明體適用之學、是非鑿而儒者乎、翁雖終身不仕、而愛人之家國、以經綸自任、是非山人而

2) 南部史要、327頁  
3) 福井縣史、第二册 709頁

士大夫者乎」と。従つて交友する所の儒者も亦多かつたが、常に鞏毅の下に學舎の設なきを嘆じ、遂に一萬金を抛て書院を東山南禪寺畔に建てた。是より先き鯖江侯京都所司代となり涼庭その館に出入し、嘗て五千餘金を融通したことがあり、屢學舎建設のことを述べてゐたから、侯大に悦び自ら「順正書院」の四字を書して賜ふた。

(註)「順正書院記」に「今翁修嶗嶺之學、至於其道、則擯棄之、以爲異端、獨篤信孔孟、而尊奉之、無他岐之惑、所謂山順正以行其義者、蓋在於此、是其所以名書院歟」とある。

書院の地、方三十六歩、北に薄田二段が附屬してゐるが、更に丹後加佐郡海岸の地を開發新田とし新宮村といひ書院の學田となした。又嘗て越前侯に貸せる所、元利合して二萬兩及其賜祿五百石、後之を悉く侯に獻じ之がために年祿五百石を受けたが、之を書院の學資に充てた。同じく南部侯に貸せる所元利二萬兩及其賜祿三百石、後悉く之を侯に獻じ、因つて年金百兩を賜うたが、これ亦書院の學資金に充てた。其他金三千六百兩を伊賀伊勢國學校資金とし、その利子三朱を年々書院に收むることとし、他に五千兩の資金があつた。此等の學田と學資とを以て、書院の基礎を確實ならしめたものであるが、書院の庭園には多く花卉藥草を植え、その文庫には漢蘭の書籍を收藏し、その講堂に於ては毎月數回洛中の名儒大家を招聘して經史を講讀せしめ、門戸を開放して廣く有志者に聽講を許し、四方志學の徒を延き、無資の學生をして尙攻學し得るの途を開いたものである。

シーボルトは彼を評して『歐羅巴學問の親愛者にして京都における大流行醫の一人である』といひ、其藏書に就ては『日本における和蘭圖書の最大所藏家として、家藏の圖書は黄金三百枚に値する程である』と記してゐる。<sup>4)</sup>

〔涼庭の人物〕 涼庭の人物その言行の一端は既に述べたる所によつて明かであるが、猶彼の人物を知るべき二

4) 拙堂文集第三册、駢聯齋詩文鈔序

5) 拙堂文集第一册34枚

6) 日本經濟叢書卷二十一、解題5頁

7) 吳秀三著、シーボルト先生、其生涯及功業、307頁。吳秀三譯、シーボルト江戶參府紀行、394頁



三の事項を「鬼國先生言行錄」によつて左に摘録しよう。

涼庭は常に朝廷を尊崇し幕府を敬した。常にその子弟を戒めて曰く『若し典藥御醫に會はゞ、縦令其人學薄く年少なりとも、宜しく敬禮崇重して必ず下座に就き、且起つて之を送迎せよ。之はその人を敬するに止まらず、朝廷を尊崇する所以である。又幕府の布令はよく之を守り、誹議違背す可らず、是れ聖人の道である』と。

大阪町奉行跡部山城守、涼庭に私語して曰く『大御所(文恭院)洋學者を忌む、卿宜しく自ら意を加ふべし』と。これより涼庭は蘭書の教授を宮本元甫翁に託し、自らは陽には蘭書を讀む能はざる者となし、又多く蘭學者と交らず、常に儒書を讀み儒士と交り、經學を講じ、畫工と會し、書畫を弄し、以て樂となした。シーボルトが始めて長崎に來つたとき、再三涼庭に書を寄せ教を請はんことを以てしたが、涼庭は之に返書を與へず、後數年、シーボルト江戸參府の途、京都を過ぎ垂教を乞ふや、止むを得ずその旅館を訪ふたが、其後また音問を通せなかつた。<sup>8)</sup>後シーボルトが事に座した際にも涼庭には累を及ぼさなかつたといふ。この點について「鬼國先生言行錄」には涼庭はシーボルト・大鹽平八郎・宇野甚助・入江十左衛門・高野長英等の人と爲りを知り、早く其幾微を察して深く交らざりしものとしてゐるが、涼庭自らは『予好高談直言、乘快吐露胸懷、無所隱匿、故邪辟隱謀者、懼漏泄其謀、不敢觸我耳、是亦免禍之一術也』と言つてゐる。蘭方の名醫涼庭は、處世の術に於ても名醫であつたといふべき乎、非乎。

涼庭は怒を遷さず、舊惡を念はず、故に喜怒哀樂忽ち發すと雖、亦忽ち散し、頗る常人と異なる所があつた。大喝怒罵疾風雷雨の如くであつても、大風一過すれば忽ち晴朗となるの趣があつた。またよく快談大笑し忠臣貞婦

8) 涼庭は、シーボルトの江戸訪問の往路歸路ともに京都に於てシーボルトを訪問してゐるやうである。(シーボルト先生其生涯及功業 807頁。シーボルト江戸參府紀行、394, 549頁)

のことに及べば感泣禁せず涕泗滂沱たるものがあり、誠に天真爛漫たるものがあつたといふ。

〔涼庭の卒去〕 嘉永六年十月病氣にかゝり、十一月偏頭痛を發し、衰弱漸く加つたが而も精神は少も衰へず、安政元年一月九日遂に逝いた。享年六十八、順正院新開涼庭居士と諡し、瑞龍山下南禪寺塔中天授庵に葬つた。大正四年正月五位を贈らる。

涼庭には子女數人あつたが皆夭し、育つ所は一女のみであつた。備中黒崎の農商柚木直助の一子新太郎、備前岡山に出でて物部雄民につきて醫を學び、後涼庭の門人となつたが、入れて嗣となし、其女に配し、名を涼民と改めしめた。その他義子として涼閣があり、涼民・涼閣を本家格とし、分家格に涼介・涼哲・涼庵の三義子があり、涼民には一男(涼亭)二女があつた。

## 二、著 書

涼庭の著書は甚だ多い。「鬼國先生言行録」に示す所は次の如くである。

窮理外科則	原著護爾篤兒氏	小兒全書	同上
泰西疫論	參考扶歌郎度氏及公私貌律屈氏書	婦人科書	同上
腐敗疫論		療治鎖言	
解體則	原著布斂吉氏	西遊日記	
人身分離則	同上	但泉紀行	
外藥則	同上	驅豎齋詩鈔・驅豎齋文鈔	
外用方府	同上	破れ家のつゞくり話	

右によつても明かなる如く、著書の多くは醫書であり、蘭醫書の翻譯が少くない。「驅豎齋文鈔」には上盛岡少將公・上九鬼綾部侯・上出石侯・利論、「驅豎齋詩鈔」には示樂齋翁等があつて、多少經濟思想を窺ふに足るものがあるが断片的である。たゞ「破れ家のつゞくり話」は、最も纏つたものであり、涼庭の經濟思想を見るに足る唯一の著書といふことが出来る。

「破れ家のつゞくり話」は上中下の三卷より成つてゐる。本文の冒頭に「文政十一年の春或諸侯の家老余が家に來りて問、曰く云々(中略)余所縁もあり、黙止がたくて其間に答ふる事左の如し」とあり、上卷はそれに對する答書の形にて全文が記されてゐるが、中卷下卷は問答體にはなつてゐない。併し所論は上卷も中下卷も互に聯關してをるのであるから、文政十一年頃の著作と見てよいであらう。後に之を校正出版した九方生肇元基の序には「寫五十本、贈之同志之士」とあり、弘化丁未夏五月とあるから、開板されたのは弘化四年である。

同書の題言には、其一節に「人を激し勵まして國政を興し民を救ふの一助にもなれかしとこひねがふのみ、當世の士人耻ととも思はず、要路顯役に出でて、うか／＼と今日送りに暮し、遂には國政を毀ひ風俗を傷り武威を落すの姿に至れば、國を醫するの心得にて、かくは罵り辱かしむるに似たれども、上たる人に對しては芹を獻じ、朋友には善を責るの心なり。さて人の穴を言ふて其弊れを補はん趣向にて、破れ家のつゞくり話とは名づけた」とあるから、本書の意圖する所は大體明かであり、涼庭が單に人を醫するのみならず、慨然として國を醫するの志を以て本書を成したる意氣を窺ふことが出来る。

本書の内容は經濟篇・政事篇・吏術篇の三篇に分ち、上卷は經濟篇、中卷は政事篇、下卷は政事篇(續き)と吏術

篇となつてゐる。上巻には時弊論として諸大名の財政困難の状態を説き、當局執政の無能、君主の暗愚を指摘し、勘定奉行や家老の撰み方、勝手元不如意の根元を究め、金銀の融通、銀札廻米の利害を論じ、中巻には重役の人選、善政仁政の事を論じ、農業産業の奨励、その他賞罰・諫言・戒酒・賄賂・淫祠等のことに及び、下巻には上諸侯より下家老・側用人・目付役等に至るまでの心得方を詳述して、中篇の政事篇を補ひ、吏術篇には訴訟・裁判・郡奉行・町奉行・収納米取方の心得方を論じてゐる。

當時に於ては經濟といふ語を廣義に用ひ、その時々々の政治の是非を論じたもので、經國濟民の義であつたのであるから、政治と經濟とを區別し得ないのが一般であつたにも拘らず、涼庭は右の如く經濟篇と政事篇とを分つたことは注意すべき點である。尤記述の内容について檢すれば、兩者が必ずしも明確に區別されてゐるとはいひ得ないが、兎に角兩者を區別したことは、本書の一特徴であるといひ得る。以下本書について彼の經濟思想を窺ふことにしたい。

### 三、經濟思想

「時弊」「破れ家のつゞくり話」は經濟篇に始まり、その冒頭に於て涼庭は先づ時弊を論じ、時弊のよつて生ずる原因を奢侈に求め、町人よりの借銀、諸侯家老の暗愚を指摘してゐる。即ち曰く

「今時諸家の家中、上中下ともかゝる難有太平の御代にありて、小身大身に論なく、其身分よりは自然と奢侈に推し移り、わづかに百石二百石の知行を取るものも、士列以上などと相心得て、江府往來にも乘興いたし、絹布を着し、又家内にては小者下女を召し仕ひ、其妻女も衣裳を曳ずり蠶を飼ふ事は勿論なり、自ら織てきる事をもわきまへず、又其娘などを嫁らするにも一

1) 以下引用文に示せる頁數は日本經濟叢書第二十一卷の頁數である。但引用文は木版本によつて校合した。但木版本には片假名を用ゐてゐる。

年分の物成を打こみ、たゞ有徳の町人に金銀を借り納れて其年月を送る事にこゝろへ、吳服屋・小間物屋・八百屋などの拂ひも節季にはことほり、元より士たるの本意を失ふ者あり(五四―五五頁)。

かくの如く町人より借財をなす故、町奉行・郡奉行・勘定奉行その他の役人となりても町人に對して威權を全うするを得ず『町人は利に走ること鋭き者なるがゆへ、元來世話いたし來れば己がかひ付けの如くに存じ、種々の事を其役筋によりて頼みこみ、其人も兼て世話になり來れば、人情止むことを得ず、其役向にて返禮するやうの沙汰に落ち行き、其政事むき自然と鈍り、國內の風儀を破り傷ふに至る。時勢とは云ひながら、歎くべきの至りなり』(五五頁)。勘定奉行の如きは『金銀を借り納るゝ事が重立ちたる役のやうになりて、己が刀劍を飾り、衣服を美にし、又は奢物を重くして銀主の手代までも低頭平伏して、金銀をかり納れ、歸れば、其君を始め重役人も手柄と稱し、能ある士のやうにもてはやされ』(五五頁)、加之諸家の家老も『多くは下情に通ぜざるのみならず諛辭をむかへ』(五六頁)、諸侯方も『深き奥向にそだち、婦女子の手に人となり、仁義文武の道は勿論なり、世上一通りの事にもうとく、氣ずひ我まゝならざれば、柔弱にして女子の如く、元より下を御するの君徳なし』(五六頁)。かくて『上は暗柔にして明斷なく、下は陋劣にして精忠ならず、これよりして賞罰あたらざるのみならず、私智身勝手に流て、其國政亂るゝの勢ひ大水の砂を崩すが如く、其家中に志ある士ありといへども、一杯の水一車薪の火を救ふべからずして、友達れに今日送りにをしうつるは、太平自然の勢ひとも謂つべし』(五七頁)。

かくの如く『家老も勘定奉行も庸人凡才なれば、大體にくらく、且つ事を解せざるがゆへに勝手六ヶ敷にしたがひ種々蠅を拂ふやうの工夫を出し、今日をくりり無益の事のみなして、行き當りても、雜費を省き弊害を除くに暇なく、元より儉約の二字にて經濟は盡きたる事に心つかず、銀主をたをし、借り口もふさがれば、名目銀を借

りあつめ、領内の町人百姓にしばし用金を申し付け、甚しきは領分融通のものへ名字・帶刀・乘馬・紋服などを許し、格式をひさぐやうに相成り、武家の威光遂には地に落はて、其終りは領内の民と君公との難儀になりゆくものなり』(五七頁)。この故に勘定奉行等の撰任は極めて重要であり適任者を挙げなければならぬ。然らば如何なる人物を撰ぶべきか、曰く

『先づ人となり簡約にして、己が勝手むき身のまはり質素を好み、寡欲にして遠略あり、腹中有算の人を用ゆべし、(中略)大名の勝手は、たい雑費をはぶき儉約を守るにあれば、格別六ヶ敷ことにあらず、何分にも眞のけんやくを守る人を第一とするなり。さて眞のけんやくと云ふは甚だ味あることにて、腹中有算の器材にあらざれば、この意味わかりがたし、腹中無算の人はこの儉約と吝嗇とをわきまへず、たい小利を見て人利に心付ざるものなり』(五八頁)。

更に家中に於て評判よろしき人にも二種あり、『器量達才ありて衆人如何にも威腹するものは本眞物なれども、それは尤も得がたし。唯俗人のよしと申立るものは、温潤にして人に逆らはず、付合ひのよき人などを譽めたつるものなり。眼明かにして志ある人、一同よしと申したてねば本眞物にあらず』(五九頁)と説き、『世上一同に評よき人には格別俊傑はなきものなり』(同上)と斷じ、又所謂丁寧人は『曲謹の類多くして、多くは大略なきものなり。たゞ細事を勤て大體を知らず、事に望んで迂遠なるもの多し。却て簡易卒忽に見ゆる人々大略あるものあり』(六〇頁)と説き、その他重臣の選み方等についても詳細に之を論じてゐる。

〔諸侯窮乏對策〕 既に述べたる如く涼庭は、經濟は儉約の二字にて盡くと説いてゐるが、諸侯の窮乏を救ふの術は如何。

(イ)それには先づ第一に分限を守るべきことを舉げねばならぬ。即ち

『御治世永く續き、世上一同に前に述る如く上下とも諸事多端にして華美に移り、譬へは士人百依二百依位ひの身代を治るにも金銀をからねば、すぎわへ成りがたき習ひなれば、全く平生の心得方分限をはづし、その足らざる前は、借りてしのぐべきことを頼みに存じ、年々歳々に、覺へず付合ひをきばり、婚禮葬式のやうなることも、世上友連れに重くなり、世代古くなるにしたがひ、代々の佛事までも彌増し、親類も年々多くなるの道理にて、其上世につれて諸色高直に相成り、如何やうにしても物ごと多端に廣がり易し(六三頁)。

『士列以上とても其祿に準じ、諸の吉凶儀式事の俱立も、人數制度を相成る丈け減じて定むべし。國初以來制度は定りあれども、何分供立は三分一の減じ方を日當にして然るべし。天正の頃本能寺の變へり、天下一統に供だて多人數に相成ること、上古に十倍すと思はるゝなり(六六頁)。

かくの如く武士は分限を外して儉素を守らず、諸侯は參觀交代等にて雜費多く、武備はおろそかになり、借金日増にかさなり、家中百姓までも今日に追はれ、金銀の才覺に日月を送り、都會富豪の鼻息を伺ふ有様であるが、この根源を防ぐの術は『町人に金銀をかり納るゝこと禁するに及ぶことはなくとも、重き制度を立つべし』(六四頁)とし、更に論じて曰く

『その證據はわづか六七石の足輕にても六七石の心得にて暮せば、大勢の子供ありても乞食にもなさず養育して、たまゝは少々の金銀を貯るものあり。畢竟はその分限の心得にて暮すゆへ、金銀を借り納るゝ趣向もなければ貸す者もなし。儉約して内職等をいとなみ、分限をはづさぬゆへ、却て人に損失もかけず、品よく世渡りを、重祿のものよりは潔白にいたすものなり。兎角重祿のものは、町人をたをし、内心には人に侮られてその威光なし。又百石二百石にかぎらず千石萬石十萬石にても、今日の困窮に至るわけは、全く金銀をかり納ることを頼みにするより來ることと思はるなり。(中略)左すれば百石は百石の分限、萬石は萬石の了簡、十萬石は十萬石の暮し方にて、用便たちゆくやうに法を立れば、わけなく眞の改政なり』(六四―六五頁)。

要するに以上の見解は分限を守り、儉約を守ることをその根本策とせるものであつて、『何分にも今の世を救ふ術は聖人出るといへども、質素儉約より外のこととは決してなきこと』なり(六三頁)といへる一句に盡くるものであ

るが、そのためには他よりの借財の途を制することが、その一方策であることを説けるものである。

(□)右の方法によつて經常の必要費を賄ふとしても、臨時の費用は如何にすべきか。それには『平生に臨時非常の積金をなすべし』(六五頁)といひ、又『國に三年のたくはへなきは、國其國にあらずと傳へ聞けり、重臣元より遠略算數あれば、年々其非常の手當を積金にして備へ置くべきことなり』(六六頁)といつてゐるが、それ等の積金なき場合は如何にすべきであるか、それには士人相應の質物を入れて融通すべきことを説き、町人より借財する場合には自國領分の町人百姓よりは融通せしめざることを、大阪その他の都會豪富の者より融通せしむること、融通を受けたる金銀に對しては必ず返済することが必要である旨を説いてゐる。即ち曰く

『積金なければ、士人相應の質物を以て用便すべし。質を納るゝにをいて、士人町人へ對し義理もかゝらず、世話をうけねば政道に妨げなし、兎角今の世には町人利を見るにさときゆへ、先づ世話をいたし置き、それより身勝手を持こみ、其極を使うて己が利分を營むこと多し。一たび此制度立れば一舉して兩善を興すの術也。(中略)又主侯の臨事非常は都會豪富のものに融通をたのむべし。自國の町人より融通すれば、國威をつるのみならず勘定役となれ合ひ、米價などを引下げ不正の利を計ることあり、心得ありて然るべし』(六五頁)。

『若し其手當(非常の手當を指す)に暇まなき時は都會豪富のものに、かり納れて政道に害なし。只其返済に付て違約なきやうにするを第一とす』(六七頁)。

『眞の金銀融通は返済に違約なく、たしかにすれば天下の財寶はみな自己の府庫にをさめ置くと同じ。殊さら浪華の豪富どもは元來金銀の貸しつけを家業といたし來れば、實に返済のあるべき道なれば、ありがたく存じて五六朱の下歩にても謹で用達すべし』(六七頁)。

然るに當時の實際に於ては金銀を融通するも、その返済の確實ならざるため、町人に首を垂れ、普物を重くして融通を乞ふの醜態を演じてゐる。即ち



『近來風儀あしき諸侯方の重役を見るに、従者數十人召し連れ吾物を重くし、銀主に逢ふを王侯貴人の如くに存じ、其手代などの鼻息を伺ひて諛ひ笑ふの醜態、實に悲むべきにあまりあり』(六七頁)。

されば『重役は恥を重んじ、嚴を主として命令を下すべし、命令に虚言なければ、國威自ら立つものなり。殊さら金銀を借り納るゝ祕術は、貸し付るものゝ心を會得すべき事なり』(六七頁)としてゐる。

當時の租税は農民の地租を以て本體とし、商工其他の生業に課せし雜税は従たるものであり、それ等商人より納むる所のものは、之を運上冥加と稱して幕府より課徴したのではなく、商人がその生活の安穩に對する國恩を報謝するために、上納するものであると考へられたが、これと同様の思想の下に、涼庭は領分の町人百姓に御用金を課することを排斥してゐる。即ち曰く

『其上領分の町人百姓に度々用金を申し付れば、下のものより合力をうくるの理にて、君に恥辱を與ると同じことなり。假令ひ彼れより國恩冥加をおもひて用金願ひ出るとも、必らず薄利を加へて返済すべし』(六七頁)。

(ハ)右の如く銀主よりの融通を認めて居るわけであるが、銀主は如何なる者を撰ぶべきかといふに、  
『銀主は融通大きくして質素なるを可しとす。大勢は用便ひまどりて損失あり、小き銀主は友達れを好みてよろしからず、利息は串きに越たることはなけれども、用便すみやかになれば、八朱位ひまでは損失はなかるべし。たゞ貸し方腹ありて雜費のかゝらぬやうにと心がけて早く決評し、用便すみやかに斷じくれるをよしとす。利息は下歩にても雜費を顧みず、長談して呑こみあしきは用便ひまどりて損失あり』(七〇頁)。

と説き、『銀主の金銀を諸侯方へ調達するは、たとへば大切の吾が娘を嫁らしむると同じ』(七一頁)とて、家風のよき家に嫁入らすことが必要であり、誤つて家風悪しき家へ嫁入らしめたるときは、家風を立て直さしめ取締の改革をなし、年々其娘の里歸りのなるように實情を以て世話すべきであり、婿の家も實意の銀主には『實意の世話を

受るが用便すみやかにして利益あり』(七一頁)とし、興味ある比喻を以て諸侯と銀主との關係を道破して居る。

〔紙幣及廻米論〕當時諸藩の財政にとつて重要な關係を有したものは藩札であり、廻米であつた。この兩者について涼庭は次の如き意見を述べて居る。先づ銀札については、『其銀札こそ國益を得るためには作り難し』(七二頁)と斷じ、その理由として

『如何となれば、利益を見て作れば、譬へは千貫目作り出せば、必ず千貫目の替金を貯へ置ねばならぬ也。是を貯へ置ては利益を得ることなし。其貯へなくて遣ひ出せば、其遣ひ出す札丈は利益の様なれども、其札收納などの代銀に返り來り、實に我が抜たる刀を人に奪ひ取れて我が切らるゝと同じ道理也』(七二頁)

としてゐる。また當時藩札の信用墜落したる際、往々にして札潰しなるものが行はれたが、そのことに言及して曰く『國に依ては役人無術にて、やゝもすれば其札を潰して引替所を引拂ひ、他國の人民迄にも損失をかくることあり、其毒遂には領分の小民迄流れて大害を引出すこと少なからず』(七二頁)と。併し紙幣の使用が必ず悪いといふわけではなく『札にて利益を思はず、出札丈の貯へを以て、領分の融通のために出せば、其害はなかるべし』(七二頁)とし、『必至困窮の勝手がらには、當座の凌ぎに取あつかひの法を知りて作り出せば、大に利益を得るの法あれども、容易には述べ難し。大約國産多き國にて作り出せば、相應に利分を得ることもあり』(同上)と説いてゐるが、それについては『余別に論あり』として詳細にその方法を説いてゐない。藩札の流通は藩財政に對する信用に依るもので、必ずしも札と同額の正貨準備を要せざることはいふ迄もないが、涼庭は左様に考へてゐないやうである。

次に廻米については、當時諸侯は大阪に藏屋敷を設けて米穀その他の國産を廻送し、之を賣拂つて藩の費用に

充て、又はそれを引當てとして金銀の融通を受けたものであるが、それについて涼庭は『是は十年見積て其得失を論じ廻米すれば格別に損なかるべし』(七二頁)といひ、更に江戸廻しとすべきか、浪華廻しとすべきかの得失は國によつて異なることを述べてゐる。即ち

『中國筋又は九州邊の米多國は、是非に浪華に廻ねば今時にては賣捌き難し、殊更西國は冬分に米廻り、運賃も少く升數も減ぜず、切手にて金銀の融通もつき、又其國の直段も引上れば、年に依ては餘程の利潤もあるべし。又奥羽とても米多國は江府へ廻して然るべし。此得失は國柄に依て一概に論じ難し。北國遠國は春廻に相成、其上に運賃過分に掛ば大約失算にも及ぶこと有べし。殊に米少き國は浪華廻しは失算少からず』(七三頁)

と。更に廻米がその國の米價と關係があり、又之を取扱ふ役人又は町人を吟味すべきことを説いて曰く、  
『廻米無れば、其國の商人直段を甚引下げ見倒す故に、拂米の法は其六ヶし、忠實融通の町人か、又は忠實練熟の役人が、上の爲筋のみを思ふ者取扱に有ざれば損失少からず。兎角此拂米に付て、何の國にても領分有徳の町人には油斷の成ぬ者と心得て然べし』(七三頁)。

『武士窮乏の對策』當時武士の生活は頗る窮乏せるものであつたが、之は一方には減知のためであり、他方には分限を外したる生活のためであつた。即ち曰く、

『武家は大名小名にかぎらず、世上一般の不如意より政事までも破れ、殊に陪臣などは三割減或は半減、甚だしきは其餘にも減知せられ、誠に憐れなるありさまなり、其上家の持ち方は、これに反して分限をはづして互に顔を張り合ひ、士の恥べきこと辱とも思はず、たまには心ある者、身分をわきまへ儉素を守れば、付合ひのあしきなどと言ひなすをうたてく思ひ、止むことを得ず時風に染みて友連れ難儀するに至る』(六三頁)。

而して之れに對しては既に述べたる如く百石は百石の分限、六七石の足輕は六七石の心得にて暮せば可なりとし、他方には借銀の途を制することの必要を説いたものであるが、其等の消極的對策の外に更に積極的の對策と

も見るべきものは、家中工業の獎勵である。彼は『農業を勸め産業を勵まして、國中に懐手して食ふ者のなき様にする』(九〇頁)ことが國益なりとの立場から、次のやうに論じて居る。即ち

『さて家中小祿のもの妻女などへは、必らず産業を教ゆべし。心得違ひの士人、やゝもすれば士たる者産業を營むは庶民と同様などと云ひなし、耻とをもふ族もあれども、産業は人たる道と孟子にも述べられたり。唐にかぎらず、本朝にてはその昔し天子の御后御手づから蠶を御飼ひありし例もあり』(九一頁)。

又士大夫の邸宅が身分不相應に廣く、庭前裁などを設け無益に膏腴の地を潰して居るが、『右等不益の地面には桑麻野菜をうへつけ、國益を興せば上は天理にかなひ、下は人みな澤潤を得て士人今日の困窮には至るまじ』(九二頁)とし、且産業を營めば儉約の道は習はずして知るものなりとして曰く、

「其わけと云ふは、終日の働きあつか五十文か百文とかにすぎざるゆへ、金銀の得がたき冥加を知り、一匹の魚を買ふて食ふやうの筋は思ひ付かず、儉の道已れとさとり得るに至れり。これは自己の骨折り容易ならざるゆへ金銀の尊きを知りて、みだりに使ふことの出来ぬやうになるなり』(九一頁)。

と。されば『儉を教ゆるより産業を勵ますが近みちにして、儉利二つを悟るとは右の道理なればなり』(九二頁)と説いてゐる。

かくの如く武士の窮乏を救ふ途を消極的及積極的の兩方面に求めて居るが、武士が産業に従事することそのものが、封建制度の維持、換言すれば、當時の社會經濟組織の破壊と如何なる關係を有するかについては、何等述べざる所がないやうである。

【農民論】(一)農本論。農は國の基なりとの思想は、いふ迄もなく當時一般の思潮であつたが、涼庭も亦農本論者であつた。曰く、

「今世天下の大患は人情侈りに長じ、皆々骨折を厭ふて農業に力を盡さざるにあり。農は國の根本なれば、國々勸農の役人を置て農事に骨を折すべし。左様なれば、つゞまるところ織らず耕さずして衣食する者年々に増して物價年々に飛び騰り、世界一統に財寶不足になりゆき、人情只管に利欲に走り、恥を知らず、懷手して安逸を思ふやうの時風になりゆくべし。凶年饑饉に逢ては瓦の如くに人心崩れ解くべし。政にあづかるものは本を務めて豫め其源を防ぐべし。一言にしていへば質素を本とし、人民暑寒の苦みに堪へ忍て、農に力を盡さすべきこと肝要なり」(一一二頁)。

既に述べたる如く眞の國益は農業を勸め産業を勵まし、國中に徒食する者なきやうにすることであり、「眞の國益は地より物を産するにあり」(一〇八頁)といつてゐるが、これ何れも農を以て産業の大本となせるものである。

(口)抑商論。農は國の基であるから、農民が農を捨て、商に走ることは禁物であり、農村に商人の風の移ることも當時に於ては之を忌み嫌ひ、農と商とを隔離せんとする思想が廣く唱へられた。涼庭も亦此ことを論じて、「近來の百姓は商人を羨みて農作に力を盡さず、あきなひを致す者多く甚しき害あり。あきなひ致すものに制度を立て、市中へ出すやうにすべし。村民に商人風うつれば耕作の苦みを嫌ひ、百姓は引合ぬものなど存じ避ひをいたし、尤も甚しきは足袋をはき草履を賜て田畑を耕へすに至る。此等は小事にあらず、忽せにしがたし。且又博奕酒食は勿論なり、婚禮・葬式・衣服等の制度までも却て奢侈に傾きし事は嚴重に申付度ことなり。近來天下の大患、物價の飛び騰りしは、取も直さず百姓減じて商人多きが根源に紛れなきことと思はるゝなり。政を執る者は早くも心得あり度ことなり」(一〇八頁)。

「兎角百姓には市中の風儀の移らぬやうに心を用ゆべし」(一〇八頁)と説き、京都近郊の八瀬・小原は今に至るまで「少しも都風うつらず」と述べ、更に近江商人について次の如く批判してゐる。

「眞の國益と申すは一言に盡きたることにて、農業を勸め産業を勵まして、國中に懷手して食ふ者のなき様にするなり。都て國民游惰なるは衰微の基ひなり。さて近來何れの國の人民も百姓家に育ちぬる輩ら町人の榮華をうらやんで、やもすれば商人になるもの多し。百姓減して商人ふへるは日本國中の損失にて、自國ばかりの損失にあらざるなり。江州の民は他國にあきな

ひして、他國より金銀を集め歸りて、其國の益になる様なれども、天下の爲には損なり。如何となれば、何れの國も田地砂入り、山崩れなど多けれども、村々雜費を厭ひ、引合ひあしきを嫌うて、其まゝに打すて置き、檢見を受けて永く荒野となり、領主の物成り自らへり、開發の田面もをびたゞしけれども、年々荒につくの田地も少なからず、何れの國も百年前に比すれば領主の物成り減すること聞及べり。惜むべきことなり。郡奉行代官の輩ら、この所に目を配り、百姓を實意に取扱ひ、荒れたる田面を世話するが眞の興利とも謂べし。』(九〇頁)

この見解は一般的に農を重んじ商を退けるといふ點から論ぜられたものに過ぎず、従つて近江商人に對する批判としては抽象的であり、階級搔痒の感が深い。當時の土地經濟から貨幣經濟への推移を考慮せず、從來の一般的勸農政策の立場のみから、近江商人を以て無用視することは、必ずしも肯綮に當つた説とはいひ得ないであらう。

(ハ)農民の治め方。『郡奉行は百姓の風儀を淳朴實素にするを要務とすべし。左すれば自然と農業を勵みて遊惰の源絶ゆべし。且又休日には手嶋學者などを以て教導すべし』としてゐる。この手嶋學者とは心學のことを指すものであらう。而も農民に臨むの態度は如何にすべきであるか、曰く

『百姓は小兒のやうなるものゆへ、其人氣にはまるやうには方便なくては參らず、其故は風儀あしきを直すためには實意を致し遣してもそのやうには思はず、爲によき事を致しつかはしても其事終るまでは却てあしく思ふ者なり。さればとて方便のみを主としては朝四暮三の術に落て實意たゞず、下の惡弊を除くは譬へば小兒の月代をいたしつかはすと同じことにて、其月代中には、ことの外いやがりて、なきさけぶものなり。月代終れば心持さつぱりとしてよきことを知れども、兎角やかましく言ひ立ていやがるなり。郡奉行は百姓を自分の小兒のやうにいたしつかはすべきものなれば、かまはず擁まず、此月代をいたしつかはすべきなり。やかましく言ひたつるに辟易してはならず、一途に右の月代を遂げべし。遂に實意通りて威合行はるゝなり』(一〇七頁)

涼庭は『政事は寛より猛がよろし』(八二頁)と説き、農民の治め方についても右述ぶる如き意見を有したものであるが、このことは收納米の取方についても現はれてゐる。即ち曰く

『收納は嚴重に申付べし。近來は農業を懈たり、荒につく田面を其のまゝに捨置て世話致さず、矢張り懐手して食ふやうの了簡に走り、何れの國も古に比すれば收納高減じたる由、其上代官手代の族、檢見などに出来れば少々の徳分あるを以て、中に立て百姓に歎方を取持いたし、譬へは百俵の憐憫あれば二割三割も檢見の雜費をかけて百姓の手に入ること少なく、中に消て領主の損失と成行ものなり、是等は嚴重に法をたて取立べし、司農の役人計くは年々收納方減するに至るなり、重役の者農事に心を懸け置度ものなり』(一一〇頁)。

同様に百姓一揆などに對しても嚴重に取締るべきものなりとしてゐる。即ち曰く、

『近來の百姓、上をあなどり米價高直に託し、市中の無賴惡黨、又は村々の不善破産の輩ら、己が田畑などを銀方にとられし者ども憐愍を齎さんがために愚民を誘ひ富家を打潰すの弊あり、役人きびしく吟味を遂げ其源を塞ぐべし。此時に付とまれ役人たる者びくつき恐れて、百姓歎願の收納などを多分に免すことあり、右やうなることは決して慈悲にあらず、柔弱なり、俗にいふぐずりとられと申すものなり、一度くせを付れば役人をどしに動もすれば徒黨を企つるなり。武威何れの處にあるや。後手の廻らぬやうに平生心を用ひて嚴く沙汰すべき事どもなり』(一一一頁)。

百姓一揆の原因が果して右いふが如くであるや否や、また嚴治主義が適當であるや否やは、更に詳細に検討せられなければならぬ問題であるが、涼庭はこれ以上は述ぶる所がない。

〔町人論〕 當時は貨幣經濟の發達せし時代であり、町人の勃興した時代であつた。金力に於ては町人が武士階級を壓したことは今更絮説する迄もないことであらう。武士が町人に對して頭を下げ、町人に資給を仰いでゐたことは、既に述べた所によつても明かであるが、涼庭は町奉行の心得方を説ける條に『淳朴質素の風儀を教へ、衣服飲食、諸の吉凶儀式事に至るまで、制度を固く立て、おごりの源を防ぐべし。人の奢侈にうつり易き事、水の卑きにつくが如し。市中の衰微するは奢侈なり、をごりにうつれば物價を食ふの基ひたるべし』(一〇八頁)とし、

第一に奢侈を防止すべきことを説き、更に『市中豪富の者に格式などを遣すは、武威落るのみならず、町人の爲

にもあしく、身分を忘れ破産に至るべし』(一〇九頁)となしてゐる。當時武家に融通せる町人が屢苗字帶刀を許され扶持米を給せられたことは周知のことであるが、涼庭はこれに反對の意を表せるものである。その『破産に至るべし』といへるは、大名貸のために没落した富豪のあることを戒めたものであらう。また町人が武士に對し無禮をなさざるやう『嚴重の禮節を申付べし』としてゐるが、

『近來は士人元より武門の本意に適はざるの所行あるか、又は金銀を借り納れて、約束を違ひ、町人に侮られ、動もすれば無禮咎めなどをいたし、甚きは打擲などするものあり、是等は町人あしきとも云ひがたき筋合少なからず』(一〇九頁)。

従つて町奉行は『市中の利不利に目を付け、町人平生の人柄善惡までも吟味いたし置て、公事訴訟あらば速に斷じて幸不幸なきやうに致し遣はし、町人を常に畏服せしむべし。左すれば武威行れて、下の者上を侮らず、自然と淳樸の風儀行はるゝ也』(一〇九頁)と斷じてゐる。

〔結言〕 新宮涼庭の壯年時代は文化文政の所謂大御所時代であつた。従て時弊の由來する處を奢侈に求め、『儉』を以て時弊匡救策となし、事を省くことを以て善政としてゐる。即ち『相成るだけ事をはぶき減じて人手間のかゝらぬやうにするを眞の儉約とも云ふべし。金銀の費は勿論なり、人力を省くも儉の根本なりと心得て然るべし』(八一頁)とし、『一事を生ずるは一事を減ずるにしかず、一利を興すは一害を除くにしかず』との語を擧げてゐる。所論の全體に亘つて消極的立論の多いことも當然であらう。

政事は寛なるよりも猛なるをよしとし、嚴制主義をとつたことは、時弊の浸潤する處甚しかりしたためである。曰く。



『さて時弊を防ぐには大下劑を二三年も續けて用ひされば參りがたき姿なり。積年浸淫の病なれば、只觸書を出すのみにては、かへるの面に水とやらにて、上に立者果敢の志なくては如何やうに命令を出すとも、惡弊は名消て實残り、善事は名のみありて實消失ひ、誠に歎息するに餘りあり。』(一一二頁)

涼庭は一方に學問を重視し、『重臣學文なければ其任に堪へず』(六八頁)となし、また『賞罰正しきは眞の仁政』(八三頁)なりとしてゐる。以上の儉・嚴・學問・賞罰の四者は蓋し涼庭の政治經濟思想の中心點をなす原則的のものであらう。その諸侯武士窮乏對策にしても農民町人政策にしても、その當時の經濟學者の所論と非常なる相違があるわけではないが、都會富商の者に資給を仰ぎて政道に害なしとし、家中工業を認めたる如きは、貨幣經濟の進展せる時代の反映と見るべきであらう。たゞ蘭學者でありながら、政治經濟思想の方面に於てその影響と認むべきものゝなきことは、彼が醫術の方面に於てのみ蘭學を究めた當然の結果であるが、物足らぬ感を懷かざるを得ぬ。然し前にも一言した如く、政治篇と經濟篇とを區別したことは、看過すべからざる點といはなければならぬ。